新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第10号

新潟県消防法施行細則の一部を改正する規則

新潟県消防法施行細則(昭和41年新潟県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(立入検査証票)	(立入検査証票)
第5条 法第16条の5第3項において準用する法 <u>第</u>	第5条 法第16条の5第3項において準用する法 <u>第</u>
4条第2項に規定する証票の様式は、経済産業省	4条第4項に規定する証票の様式は、別記第5号
の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に	<u>様式</u> のとおりとする。
携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に	
関する省令(令和3年経済産業省令第77号)別記	
<u>様式</u> のとおりとする。	
	<u>第5号様式</u> (第5条関係)
	消防法第16条
	の 5 による 立入検査証
	(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。